

石油コンビナート等防災体制検討会 開催要綱

(目 的)

第1条 石油コンビナート等特別防災区域において事故が増加しており、重大な事故につなげないよう事故を防止する方策及び事故発生時の被害を軽減する方策を検討し、提言としてまとめることを目的として、開催する。

(検討会)

第2条 検討会は、次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、各関係行政機関の職員、石油コンビナートにおける事故に関し学識のある者及び関係団体を代表する者等のうちから、特殊災害室長が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- 4 座長は、検討会を総括する。
- 5 座長に事故がある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

(任 期)

第3条 委員の任期は、任命日から令和7年3月31日までとする。

(検討会公開の原則)

第4条 検討会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(庶 務)

第5条 検討会等に関する庶務は、特殊災害室が行う。

(雑 則)

第6条 その他運営上必要な事項については、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。